

仕 様 書

- 1 本仕様書は、安佐南区内道路除草業務（その3）に適用するものである。
- 2 施工箇所及び施工数量は、別添のとおりとする。
- 3 施工時期については、次のとおりとする。
 - (1) 1回刈りの場合
 - ・ 1回目：7月1日より着手し、8月10日までに完了すること。
 - (2) 2回刈りの場合
 - ・ 1回目：7月1日より着手し、8月10日までに完了すること。
 - ・ 2回目：10月1日より着手し、10月30日までに完了すること。
- ※ 主要地方道久地伏谷線、安佐南4区595号線については、1回刈りとし、それ以外の路線については、2回刈りとする。
- 4 業務着手時には、現場責任者選任届及び委託業務実施計画書を速やかに提出すること。
- 5 除草は、繁茂している草等（草及び枯草をいう。以下同じ）を草刈機、その他の器具を用いて根元より30mm以下に刈り取るものとする。これにより難しい場合は本市と協議し、その結果に従って行うこと。また、道路附属物や樹木等に絡みついた草等についても、丁寧に取り除くこと。
- 6 路面への草等の飛散防止に努めるものとし、一般交通に支障を及ぼさないよう十分に注意すること。（誘導員を配置する場合：交通誘導員は1日あたり1名配置すること。）
- 7 作業中、既存の道路附属物等を破損させることのないよう十分に注意すること。また、万が一破損させた場合は、責任をもって補修等を行うこと。
- 8 作業後、刈り取った草等を交通に支障のないように、道路側溝内等に落とした草等を含め、速やかに処理すること。
- 9 刈り取った草等の処分については、広島市ごみ焼却工場へ搬入すること。
- 10 作業中、除草区域内及びその付近にゴミ類（カン、ビン、ペットボトル等）があった場合は、適切に処分すること。
- 11 業務完了時には、委託業務実施報告書及び施工写真・施工竣工図・伝票・数量比較表を提出すること。
- 12 提出する写真については、事前に本市と協議の上、施工箇所毎の施工前後（全体及び作業完了が判別可能な近接写真）、施工状況、集草・積込状況を撮影し提出すること。また、

安全管理や搬出処分状況についても写真を提出すること。

13 本仕様書に定めていない事項については、本市と協議のうえ決定すること。

数量総括表

安佐南区内道路除草業務(その3)

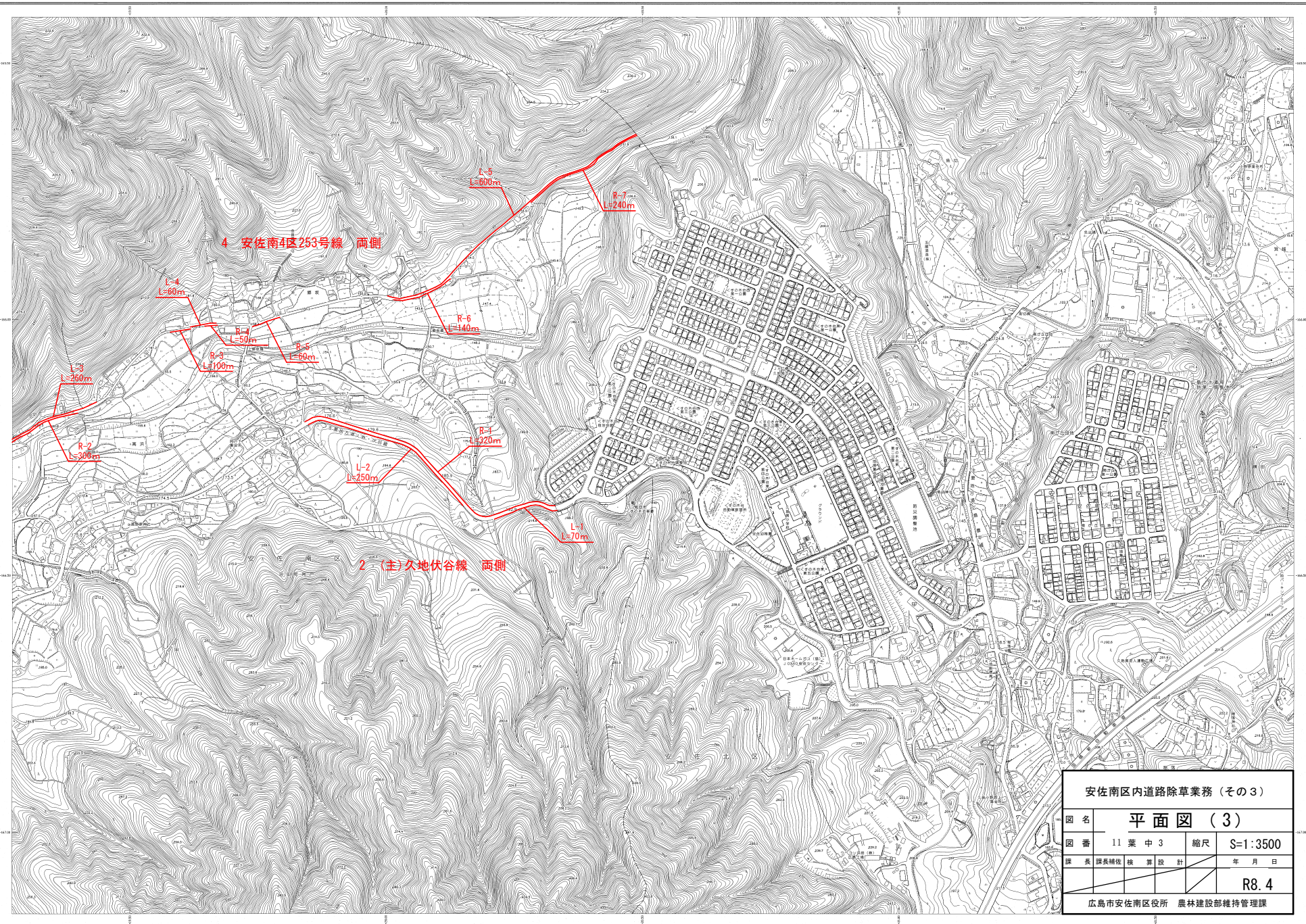
番号	路線名	面積 (㎡)	平均幅 (m)	延長 (m)	回数	延面積 (㎡)	種別等
1	主要地方道広島湯来線	11,880.0	1.0	11,880.0	2	23,760.0	機械除草(肩掛式)
2	主要地方道久地伏谷線	3,360.0	1.0	3,360.0	1	3,360.0	機械除草(肩掛式)
3	主要地方道広島湯来線(旧道)	400.0	1.0	400.0	2	800.0	機械除草(肩掛式)
4	安佐南4区253号線	2,320.0	1.0	2,320.0	2	4,640.0	機械除草(肩掛式)
5	安佐南4区595号線	360.0	1.0	360.0	1	360.0	機械除草(肩掛式)
6	安佐南4区113号線	370.0	1.0	370.0	2	740.0	機械除草(肩掛式)



記号

Legend table with symbols and descriptions for various map features like roads, buildings, and vegetation.

「平面図角経緯は、世界測地系による。」



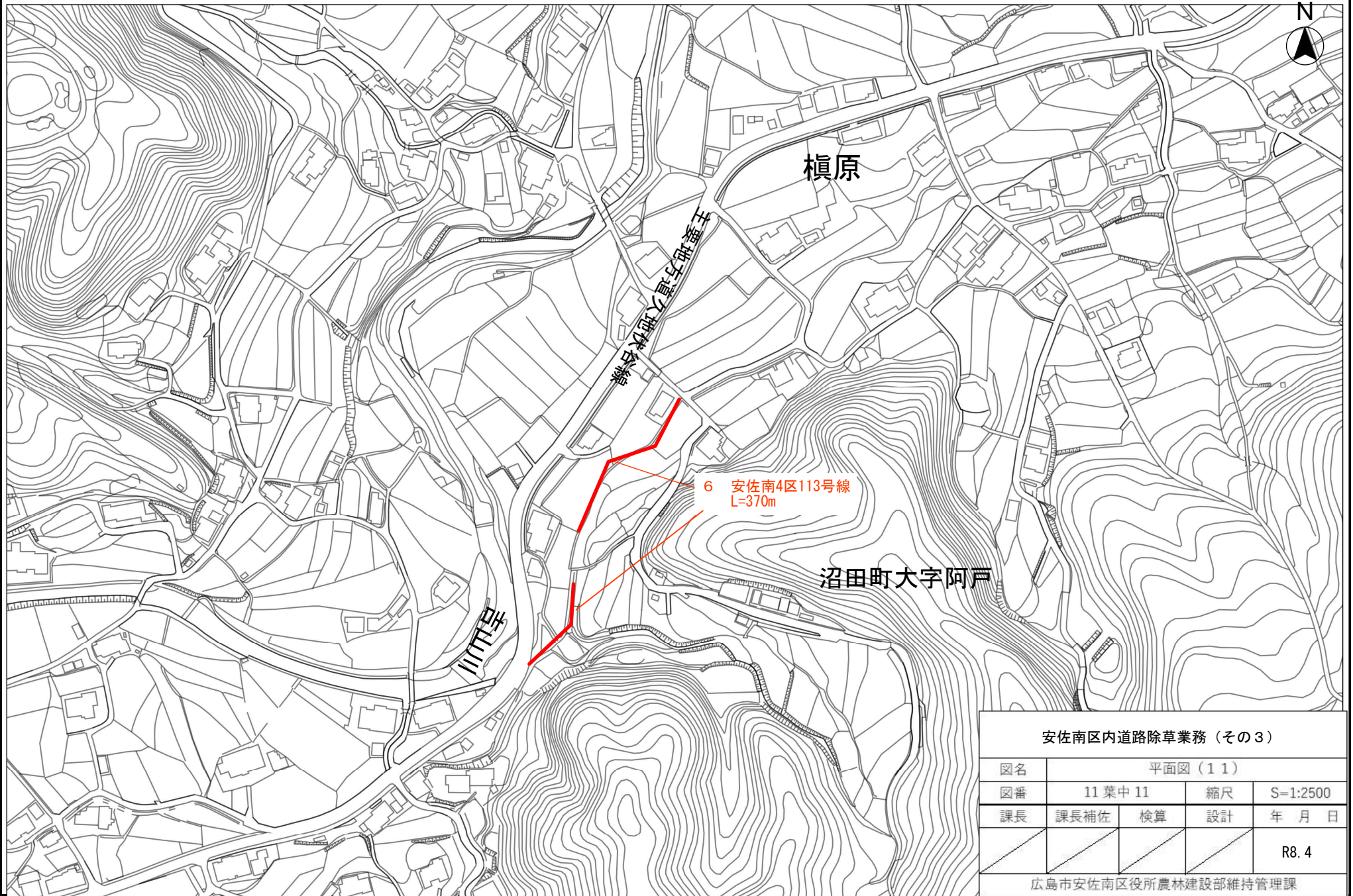
4 安佐南4区253号線 両側

2 (主)久地伏谷線 両側

安佐南区内道路除草業務 (その3)			
図名	平面図 (3)		
図番	11葉中3	縮尺	S=1:3500
課長	課長補佐	検査	設計
			年月日
			R8.4
広島市安佐南区役所 農林建設部維持管理課			

- Technical specifications and revision notes for the map, including scale and date information.

Copyright and publication information for the map.



安佐南区内道路除草業務（その3）

図名	平面図（11）			
図番	11 葉中 11	縮尺	S=1:2500	
課長	課長補佐	検算	設計	年月日
				R8.4

広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課

積算参考資料

（この資料は、入札参加者の的確な見積りに資するために、発注者が用いた積算資料を参考として提示するもので、請負契約上拘束力を生じるものではなく、誤謬または契約後の条件変化による場合を除き、契約上の変更対象となりません。）

提 示 項 目	提 示 事 項								
諸経費関係	<p data-bbox="459 584 1458 741">共通仮設費率・現場管理費率・一般管理費率は土木工事標準積算基準書に準じて設定している。その際の工種区分等は下記のとおりである。</p> <p data-bbox="459 770 1439 869">なお、土木工事標準積算基準書の記載事項については、「工事」、「工事費」等を「業務」、「業務費」等読み替えるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="464 882 1326 1010"> <thead> <tr> <th data-bbox="464 882 715 947">工種</th> <th data-bbox="715 882 1114 947">施工地域・工事場所区分</th> <th data-bbox="1114 882 1326 947">その他補正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="464 947 715 1010">道路維持工事</td> <td data-bbox="715 947 1114 1010">一般交通影響有①</td> <td data-bbox="1114 947 1326 1010">なし</td> </tr> </tbody> </table>			工種	施工地域・工事場所区分	その他補正	道路維持工事	一般交通影響有①	なし
工種	施工地域・工事場所区分	その他補正							
道路維持工事	一般交通影響有①	なし							